

法務省からの第2次回答

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
2	国際ビジネス機関によるCIO業務の移譲	地方管理空港における国際ビジネス機関によるCIO業務の移譲について、出入港の際に必要な税金、入国審査、検疫の手続を都道府県に移譲すること。	【支撑】 CIO業務は、関税法などにもとづき、国の職員が行っているが、国際定期便の運航頻度が少ない地方管理空港では、国の職員が常駐しておらず、運航時で集中するケースが多い。そのため、国際ビジネス機関(運航申請が直前にかたつ変更も多い、1便当たりの搭乗者数が少ない)の運航希望に対して空港のリスク、スポットに余裕があるあってもCIO体制の制約から臨機応变な対応ができない。 【改正の必要性】 CIO業務は、関税法などにもとづき、国の職員が行っているが、国際定期便の運航頻度が少ない地方管理空港では、国の職員が常駐しておらず、運航時で集中するケースが多い。そのため、国際ビジネス機関(運航申請が直前にかたつ変更も多い、1便当たりの搭乗者数が少ない)の運航希望に対して空港のリスク、スポットに余裕があるあってもCIO体制の制約から臨機応变な対応ができない。 【効果】 運航計画の変更も頻繁に行われる国際ビジネス機の地方空港離発着に対し、県が機動的に対応することにより、利用者の利便性の向上が図られることが、ビジネスジェットに関連した新産業の創出、地方空港の利活用促進などがある。 【懸念の解消案】 移譲後は改定受託事務とし、国からマニュアル提供、県からの研修派遣により、水準を維持し、事務執行する。ビジネス機は、社会的地位や知名度が高い利用者が多く、身元をハッキリしており、搭乗人員も少ないので県の体制でも出入国者等を管理できる。さらに、不測の事態に備えた訓練、国等との連携の徹底など、水準維持に万全の体制を整える。	出入国管理及び難民認定法第6条、 関税法第15条の3、 検疫法第4条、 植物防疫法第6条、 家畜伝染病予防法第38条、第40条	法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省	佐賀県	C 対応不可	○ 入国管理局では、観光立国の実現に向け、戒厳さを維持しつつ、迅速かつ円滑な出入国審査を実施するため、空海港における出入国審査の増員、全国規模で応援派遣を実施するなどの体制整備に努めている。 「本年7月には、審査待ちは時間が長期化している地方空港について、緊急に出入国審査要員の増員を図り、佐賀空港を管轄する福岡入国管理局は出張所について、5名の増員を行い、今後、ビジネスジェットも含め、新規就航や増便があった場合にも対応できるよう、体制を強化していくこと。 今後とも、出国者数の状況等を踏まえつつ、迅速かつ円滑な出入国審査が実施できるよう、所要の体制充実に努めていく所存。 ○ 一方、外国人の上陸審査や上陸許可など出入国管理に係る権限行使は、国として我が国領域内への上陸を認めてよいかどうかを判断するものであって、国家主権の行使にほかならず、事柄の性質上、いち方地公共団体が行い得る類の判断ではないから、国が自ら行うべきものである(業務の特殊性)。加えて、出入国審査には出入国管理及び難民認定法を始めとする関係法令や渡航文書に則する知識、偽造変造券の識別能力など専門的な知識を要する高度の専門性)。したがって、当該権限行使を地方公共団体に委譲することは困難であり、このことは、出入国手続の手段がビジネスジェットである場合でも変わりがない。 ○ また、出入国管理に係る権限を地方公共団体に委譲することは、「国は本来委だすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委譲」という国と地方の役割分担の基本原則(地方自治法1条の2第2項、地方分权改革推進法5条1項)とも整合しないように思われる。	○ 入国審査官の増員については、感謝申し上げる。しかしながら、増員によって、当局提案のビジネスジェットに対する臨機応变な対応が可能となるか不明であり、増員によってどの様な対応をとるべきかが早急に示していただきたい。 ○ 事業の性質上、地方公共団体が行い得る類の判断ではないとの回答であるが、国民であることを示す戸籍事務、旅券発行事務も法定受託事務として市町村、都道府県が実施しており、国自らでなければ行うことのできないと言えないと想えます。 ○ 専門性については、関係法令をはじめとする知識の習得については、例えば入国審査官の場合は当県で雇用することや、職員の研修派遣により習得できると考えられ、実務上クリアできる問題である。こうした措置によってもなお、習得できない理由があれば、お示しいただきたい。 ○ 当県提案は、国家公務員の増員が容易ではない現状で、LCCの台頭などにより増加する国際定期便に対応するために羽田空港・成田空港等におけるCI体制の充実を団体としては優先順位が高いことを認識しつつ、地方空港における不定期便か規模の国際ビジネス機受入については、意欲ある地方公共団体が行うことにより、国全体の目標である日本再興戦略、観光立国の実現を図るものであり、当県提案のこうした意図を受け止めていただき、前向きな検討をお願いしたい。	
80	医師臨床修練制度(外国人医師、看護師など)に関する規制緩和等	「医学物理士」の臨床修練制度に対する規制緩和等	【現行】 外國医師等が行う臨床修練は、医師、歯科医師、助産師等が対象となっているが、粒子線治療を行うために必要不可欠である「医学物理士」は対象となっていない。 【制度改正の必要性】 粒子線治療を行うためには、個々人の人材育成ではなく、治療を担うスタッフ全員を対象としたチームとしての人材育成が不可欠である。 その中で粒子線治療には大学院で物理を修得した「医学物理士」の存在が重要となるが現在の臨床修練制度ではこのような人材は対象となっていないことから、粒子線治療の普及、発展の観点からも制度の対象とする必要がある。 また、現状の2年という臨床修練期間では、一連の技術習得には十分な期間が必要に2年はかかることから、臨床修練期間の弾力的運用が必要である。 【別案】 粒子線医療は、医学物理士も含めたチーム医療で成立することから、臨床修練制度への位置付けが必要と考えるが、国家資格ではないという理由で「医学物理士」の臨床修練制度への位置付けが困難な場合は、出入国管理法及び難民認定法の表第1条の二に規定される在留資格「研修」の在留期間として「2年」を追加し、「外國人医師等臨床修練制度」と同期間の在留期間とすることで対応可能な可。	外国医師等が行う臨床修練に係る医師修業第17条等の特例等に関する法律第2条第4号、第3条 (出入国管理法及び難民認定法)	兵庫県 厚生労働省、 法務省 【共同提案】 徳島県	C 対応不可	「研修」の在留資格の在留期間については、出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和56年法務省令第54号)別表第2に、1年、6月又は3ヶ月と規定されているところ、医学物理士の活動であることを理由に、同法表第2条の特例として「2年」の在留期間を定めることは困難である。 また、現状の2年という臨床修練期間では、一連の技術習得には十分な期間が必要に2年はかかることから、臨床修練期間の弾力的運用が必要である。 粒子線治療を行う人材の育成には、医師を始めとした治療スタッフ全員を対象としたチームとしての研修が不可欠であるため、「外國人医師等臨床修練制度」と同期間の在留期間とすることが必要である。	市町村が直接実施する場合、委託業者の作業スペースが不要になり、既存の場所の執務環境を維持したまま仕事を行うことができる、民間委託より費用経費が見込まれなどの利点がある。 なお、法務局認明サービスセンターについては、設置基準があり、基準を満たさない自治体は、導入することができない。現に本市においても設置基準を満たさないため、導入できていない。加えて、市の出先機関の見直しにより、岡山県地方法務局新見支局が廃止され、市民は約40km離れた高梁支局まで来なければならない不便な状況である。このような市民(国民)に不利益となる廃止・統合は承知できない。 以上のことより、移譲が困難ということであれば、民間委託だけではなく希望する市町村に対して委託できるようすることを要望する。 また、郵送方式による提出が困難な場合は、郵便局の窓口での提出が困難な場合など、不便な点もある。さらなる利便性の向上のためには、市町村の窓口で各種証明書を交付できる環境整備が必要と考える。		
6	法務業務に係る各種證明書交付事務の権限移譲	不動産登記の登記事項証明書、地図の証明書や商業・法人登記の登記事項証明書、印鑑証明書などの交付事務について、市が直接扱うことができるよう権限移譲を要望する。	岡山地方法務局新見支局の廃止統合に伴い、各種証明書の交付申請について、本市利用者の利便性が大きく損なわれ、本市利用者の時間的経済的負担が増加している。 また、法務局新見支局外の市役所所庁舎などで、登記に関する証明書を取得することができる法務局窓口としての「法務局証明サービスセンター」を設置し、「民間委託」により、各種証明書交付事務を行っている自治体もあるが、本市で同様の事務を「直接」行なうことは、法により制限されている。 本市が直接、各種証明書の交付を行うことにより、法務局支局の廃止統合前の新規地域での交付が可能となり、利用者の時間的経済的負担が大幅に改善される。	不動産登記法第119条及び第120条、 商業登記法第10条及び第12条	法務省	新見市	C 対応不可	登記事項証明書等の交付事務は、法務局窓口内におけるものと法務局証明サービスセンターにおけるものとを問わず、公共サービスの実施を民間が担うことができるものは民間に委ねる観点から包括的に民間委託が実施されており(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(以下「公サ法」という。)第33条の2), 改めて地方公共団体に権限を移譲することは、適当ではない。 なお、利用者の利便性を高めるため、郵送又はオンラインによる登記事項証明書等の送付を請求することができる制度や、インターネットを利用して登記情報を確認することができる制度(登記情報提供サービス)を整備しているところである。	市町村が直接実施する場合、委託業者の作業スペースが不要になり、既存の場所の執務環境を維持したまま仕事を行うことができる、民間委託より費用経費が見込まれなどの利点がある。 なお、法務局認明サービスセンターについては、設置基準があり、基準を満たさない自治体は、導入することができない。現に本市においても設置基準を満たさないため、導入できていない。加えて、市の出先機関の見直しにより、岡山県地方法務局新見支局が廃止され、市民は約40km離れた高梁支局まで来なければならない不便な状況である。このような市民(国民)に不利益となる廃止・統合は承知できない。 以上のことより、移譲が困難ということであれば、民間委託だけではなく希望する市町村に対して委託できるようすることを要望する。 また、郵送方式による提出が困難な場合は、郵便局の窓口での提出が困難な場合など、不便な点もある。さらなる利便性の向上のためには、市町村の窓口で各種証明書を交付できる環境整備が必要と考える。	

法務省からの第2次回答

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見			区分	回答
2	国際ビジネス機関による CIO業務を、希望する都道府県に移譲	地方管理空港における国際ビジネス機関による CIO業務に必要な税関、入国管理、検疫の 手続きを、希望する都道府県に移譲すること。	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。		○ 佐賀県が懸念している休日や深夜、早朝のビジネスジェットの受入れや、以前での到着時間の変更に対して、万全な対応を確約できるかについて、具体的にお示しいただきたい。 ○ CIO業務の経験を積んだ国家公務員退職者を活用し、研修等により能力の維持を図ることを前提として、国際ビジネスジェット機のCIO対応を都道府県に法定委託事務として移譲すべき方法も検討すべきと考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。	C 対応不可	佐賀県が観光立国実現等の観点から、ビジネスジェットの誘致に向けて御尽力されていることについては、十分理解しており、入国管理局としても全面的に協力をしてまいりたい。 佐賀空港については、福岡入国管理局佐賀出張所(佐賀市内所在)が管轄しているが、同出張所は、平成26年度職員要求で1名、平成26年7月の緊急増員で2名の措置を行い、平成25年度と比較すると3倍の職員数(9名)となりた。また、週間のうち、定期便が就航している月、水、金、土、日には、7名の職員が佐賀空港にいるほか、定期便のない火、木にも、佐賀市内所在の出張所に常駐する職員が常駐しており、常時職員と連絡が取れる上、空港に職員を派遣することも可能な状態にある。 さらに、同出張所は空港バス車で30分の位置関係にあるほか、管轄は佐賀県のみであることから、急遽就航が決定するビジネスジェット等についても、速やかに十分な職員を派遣することが可能である。したがって、臨機応变の対応が十分可能であると想定される。 以上のとおりであるから、出入国審査に関する権限移譲を行わなくても、佐賀県におけるビジネスジェットの誘致(休日、深夜、早朝の受入れを含む)は実現可能であると考えている。むしろ、佐賀県には、運航会社からの就航情報報を前広に当局へ伝達する形で、御協力いただきたいと考えている。	
801	医師臨床修練制度 (外国人医師、看護師など)に関する規制緩和等	「医学物理士」の臨床修練制度対象者への追加や、外国人医師の臨床修練期間の弾力的運用が可能にすること。	所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。			C 対応不可	「外国人医師等臨床修練制度」における位置付けで研修を行うために在留資格(研修)が付与された者も、その在留期間は最長1年であり、研修が1年を超えるとして、在留期間更新許可申請が行われた場合、その更新の許否については、必要性等を審査した上で個別に判断しており、一般的には、その必要性等が認められたなら、在留期間更新許可がされるものと考える。このことは、医学物理士として活動することで、在留資格を付与された場合であつても同様である。	
6	法務業務に係る各種証明書交付事務の権限移譲	不動産登記の登記事項証明書、地図の証明書や商業・法人登記の登記事項証明書、印鑑証明書などの交付事務について、市が直接行うことができるよう権限移譲を要望する。		【全国市長会】 市への移譲については、提案団体の提案のとおり、手挙げ方式とするべきである。		C 対応不可	登記事項証明書等の交付事務は、国(登記官)が行う事務であるが(不動産登記法第119条第1項等)、公サ法において特例を設け(同法第33条の2)、現在、公共サービス改革基本方針(平成26年7月閣議決定)に基づき、公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要かつ適切な監督を行いつづ(同法第4条)、包括的民間委託を全国的に実施しているところである。これに加え、法務省としては、利用者の利便性を高めるため、郵送又はオンラインにより登記事項証明書等の送付を請求することができる制度や、インターネットを利用して登記情報を確認することができる制度(登記情報提供サービス)を整備していることに加え、公サ法に基づき、登記事項証明書等の交付事務について自治体・民間委託を実施することにより、サービスの質と利用者の利便性の向上に努めているところである。 御提案のように、都道府県が民間委託に加えて地方公共団体への委託も可能とする等の制度的な見直しが必要と思われるところであり、現行制度の枠内では、御提案に応することは困難である。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		
							区分	回答	意見		
255	住民票取次所における戸籍謄抄本の交付の可否化	篠ヶ谷市では実施している住民票取次所の交付に戸籍謄抄本の交付を追加する。本市では、申請者から電話予約により時間外や休祭日でも交付が可能です。民間開次所は、公共8か所、平成25年度実績753件。一方、戸籍謄抄本についても、戸籍交付に関する問い合わせについては、1日に5件程、月曜日は特に多く10件以上です。例として、ハガキでの申請や婚姻届、転居などは郵便番号を記載して戸籍交付の電話問合せがあります。住民からの戸籍交付に関する問い合わせについては、1日に5件程、月曜日は特に多く10件以上です。例として、ハガキでの申請や婚姻届、転居などは郵便番号を記載して戸籍交付の電話問合せがあります。住民票取次所での戸籍謄抄本の交付を要請する市民が多く住民サービス向上につながります。	戸籍謄抄本等の交付請求に当たって、現に請求の任に当たっている者は、運転免許証を提示する方法その他の法務省令で定める方法により、当該請求の任に当たっている者を特定するため必要な氏名及び住所又は生年月日を記載しなければならないとされる(戸籍法第10条の3第1項戸籍法施行規則第11条の3本文)。ここでいう「現に請求の任に当たっている者」とは、窓口に出頭した者(交付請求書に記載された請求者)を指すものであり、電話による請求は前項とさせていません。また、電話での聴取によって本人確認を行った上で戸籍謄抄本の交付を受ける場合は、戸籍謄抄本等の交付請求に当たっている者と見做されることがあります。戸籍謄抄本等の交付請求に当たっている者は、運転免許証を提示する方法その他の法務省令で定める方法により、当該請求の任に当たっている者を特定するため必要な氏名及び住所又は生年月日を記載しなければならないとされる(戸籍法第10条の3第1項戸籍法施行規則第11条の3本文)。ここでいう「現に請求の任に当たっている者」とは、窓口に出頭した者(交付請求書に記載された請求者)を指すものであり、電話による請求は前項とさせていません。また、電話での聴取によって本人確認を行った上で戸籍謄抄本の交付を受ける場合は、戸籍謄抄本等の交付請求に当たっている者と見做されることがあります。戸籍謄抄本等の交付請求に当たっている者は、運転免許証を提示する方法その他の法務省令で定める方法により、当該請求の任に当たっている者を特定するため必要な氏名及び住所又は生年月日を記載しなければならないとされる(戸籍法第10条の3第1項戸籍法施行規則第11条の3本文)。ここでいう「現に請求の任に当たっている者」とは、窓口に出頭した者(交付請求書に記載された請求者)を指すものであり、電話による請求は前項とさせていません。また、電話での聴取によって本人確認を行った上で戸籍謄抄本の交付を受ける場合は、戸籍謄抄本等の交付請求に当たっている者と見做されることがあります。	戸籍法第10条第1項及び第3項 平成22年7月30日付法務省民法第3178号民事局第2課 回答「戸籍謄抄本等の交付請求による平日時間外又は休祭日等の交付は認められない」	法務省 篠ヶ谷市 C 対応不可			戸籍謄抄本等の交付請求に当たって、現に請求の任に当たっている者は、運転免許証を提示する方法その他の法務省令で定める方法により、当該請求の任に当たっている者を特定するため必要な氏名及び住所又は生年月日を記載しなければならないとされる(戸籍法第10条の3第1項戸籍法施行規則第11条の3本文)。ここでいう「現に請求の任に当たっている者」とは、窓口に出頭した者(交付請求書に記載された請求者)を指すものであり、電話による請求は前項とさせていません。また、電話での聴取によって本人確認を行った上で戸籍謄抄本の交付を受ける場合は、戸籍謄抄本等の交付請求に当たっている者と見做されることがあります。戸籍謄抄本等の交付請求に当たって、現に請求の任に当たっている者は、運転免許証を提示する方法その他の法務省令で定める方法により、当該請求の任に当たっている者を特定するため必要な氏名及び住所又は生年月日を記載しなければならないとされる(戸籍法第10条の3第1項戸籍法施行規則第11条の3本文)。ここでいう「現に請求の任に当たっている者」とは、窓口に出頭した者(交付請求書に記載された請求者)を指すものであり、電話による請求は前項とさせていません。また、電話での聴取によって本人確認を行った上で戸籍謄抄本の交付を受ける場合は、戸籍謄抄本等の交付請求に当たっている者と見做されることがあります。戸籍謄抄本等の交付請求に当たって、現に請求の任に当たっている者は、運転免許証を提示する方法その他の法務省令で定める方法により、当該請求の任に当たっている者を特定するため必要な氏名及び住所又は生年月日を記載しなければならないとされる(戸籍法第10条の3第1項戸籍法施行規則第11条の3本文)。ここでいう「現に請求の任に当たっている者」とは、窓口に出頭した者(交付請求書に記載された請求者)を指すものであり、電話による請求は前項とさせていません。また、電話での聴取によって本人確認を行った上で戸籍謄抄本の交付を受ける場合は、戸籍謄抄本等の交付請求に当たっている者と見做されることがあります。		戸籍謄抄本の請求に関して、通信媒体を利用する手段として他にオンラインやファックスを使用した交付請求について、実施を検討した場合の可能化についての御意見ください。	
433	戸籍の届出があった場合の証明書発行禁止処理の撤廃	市町村は、法務局からの指導により、戸籍の届出があった場合、その内容が戸籍システムに反映されるまでの間、戸籍の証明書の発行禁止処理を行なうことを求めています。戸籍の証明書の発行禁止処理を行なうことは、職員が常駐していない限り証明書を発行することができないことから、コンビニエンスストアにおける交付手続が実現されず、戸籍の受領日と、処理を行なう日(戸籍に記載する日)と、受領日と、発行日と、開設時間内とみとめざせを得なくなる。	【提案概要】市町村は、法務局からの指導により、戸籍の届出があった場合には、届出の内容が戸籍システムに反映されるまでの間、戸籍の証明書の発行禁止処理を行なうことを求めています。戸籍の証明書の発行禁止処理を行なうことは、職員が常駐していない限り証明書を発行することができないことから、コンビニエンスストアにおける交付手続が実現されず、戸籍の受領日と、処理を行なう日(戸籍に記載する日)と、受領日と、発行日と、開設時間内とみとめざせを得なくなる。	戸籍法第1条、第3条、第4条 平成13年12月12日付法務省民法第3047号札幌法務局長あて民事局長回答	法務省 神戸市 C 対応不可		付帯抑止機能は、届書の受領から受理までの間に当該戸籍の記録事項が証明書が交付された場合、届書の受領の日をもって戸籍に記載されるべき記録事項がないまま、証明書が発行されてしまうこととなるから、このような事態を防止するために設けられたものであり、戸籍の信用性を確保するために必要な措置であることから、この処理を廃止することは相当ではない。	現在は他都市で届出の提出が行われた際には本籍地の市町村に送付された段階で初めて発行抑止が行われるのであり、実際に届出が行われたからでも証明書が交付される状況にあるため、発行抑止が戸籍の信用性を確保するために必要な措置であるとは言えない。			
835	住民基本台帳関係事務及び戸籍事務に係る市窓口業務の委託に係る規制緩和	住民票の写し等の交付請求に対する交付・不交付の決定権限等に関する審査以外の業務については、「市町村の適正な運営下にあれば民間事業者が行なうことができる」とされています。また、戸籍謄抄本の交付請求や戸籍の届出に関する事実上の行為又は補助的行為について、「市町村職員が常駐し、不測の事態等に際しては当該職員が(遙隔地契対応を行うことができる体制であれば)民間事業者が行なうことができる」とされています。また、ICTの利活用を含めて本庁舎の市民課職員と密に連携し、適正な運営下又は遙隔地契対応ができる体制があれば、必ず同一施設内外に市民職員が常駐しない場合でも業務の委託をすることができるようにしていただきたい。	(経済省関係) 平成20年3月31日付総行市町村台帳関係事務等に係る市町村の窓口業務に関する民間事業者の民間委託についての範囲について」 (法務省関係) 平成25年3月28日付法務省民法第317号「戸籍事務を民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について(通知)」	総務省、法務省 三重市 C 対応不可		市区町村職員が業務実施官署に常駐しなければ、不測の事態等に際して市区町村職員が遙隔地契対応を行なうことができる体制が確保できず、市区町村長が戸籍事務を管掌しているものと評価できないことから、提案に応じることはできない。 なお、事実上の行為又は補助的行為のうち戸籍謄本等の交付請求書の受付及び戸籍謄本等の引渡しについては、公サ法に基づき、市区町村職員が常駐しない場合であっても民間事業者が自ら戸籍事務の処理を行うことが認められている。	① 職員が遙隔で適正な指示を行う環境としては、ICT(テレビ電話システム等、書類についてはFAX)を活用しつつ、やり取りを行なうことを想定している。 ② また、市内に4箇所ある市政窓口のうち、土日夜間も開館している三鷹前市役所窓口については職員が必ず常駐する形態とし、他の平日の中のみ開館している窓口については、本庁舎または、三鷹駅前市政窓口の職員が遙隔で適正な指示を行うことが可能と考え提案に至った。 なお、本庁舎からは、どの市政窓口にも10分程度で近くにできるため、窓口提出での交付抑止処理を行なうにはすべての時間外届出窓口において交付抑止処理を実施できる体制を整える必要があり、実現へのハードルが高く、先行してコンビニ交付を実施している令和市においてはすでに発行時間を区役所開設時間に限定しているのが実情であることを考慮いただきたい。				

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
255	住民票取次所における戸籍謄抄本の交付の可能化	鎌ヶ谷市で実施している住民票取次所の交付に、戸籍謄抄本の交付を追加する。本市では申請者から電話予約により、住民票を民間商店や公民館等を取次所として配達し、市役所開庁時以外でも交付できるようになっています。しかし戸籍謄抄本については、法務省からの通知(回答)により電話予約による交付ができません。市役所開庁時以外の休祭日及び最終日の取次所での戸籍謄抄本の交付を要望する市民が多く(住民サービスの向上につながります)。		【全国市長会】 電話予約による交付については、本人確認等において課題があるため難しいと考えるが、住民が利用やすくなるよう、提案団体の意見を踏まえた検討を行うこと。		E 検案の実現に向けて対応を検討	本人等請求(戸籍法第10条第1項)により、オンラインで交付請求された戸籍謄本等について取次所で引渡しを行つには、交付時に請求者本人から本人確認書類が提示され、提示された書類によって本人確認をすることができることが必要である。 また、本人等請求により、戸籍謄本等をファクシミリで請求するには、請求者が交付請求書とともに本人確認書類を送信し、交付時に本人確認書類の提示があり、請求時に送信された本人確認書類の写しと提示された本人確認書類との照合が必要な場合、加えて、市区町村に交付請求書が送信されたときに、市区町村側でファクシミリを受信したことを適時で認識できる仕組みや、受信した交付請求書がどの他の送信された書類と紛れ不易にする仕組みなどを構築する必要がある。 以上の体制を整備した場合は、提案の取扱いを認容する余地はあるものと考える。
433	戸籍の届出があつた場合の証明書発行禁止処理の撤廃	市町村は、法務局からの指示により、戸籍の届出があった場合、その内容が戸籍システムに反映されてしまう戸籍の證明書の発行を禁止処理を行っている。これを見直し、届出を複数の受取料と処理料で「1回」に統一するなど、記載し、努力付(受取料)にかかる費用が発生するなど取り扱いにより実行禁止処理を撤廃するよう提案する。		【全国市長会】 事務処理の混亂等の懸念が考えられる。提案内容に關し、住民の利便性の向上にむけた十分な検討が必要である。		C 対応不可	交付抑止処理は、本来、非本籍地で受け付けられた戸籍届出について、本籍地に提出された場合と同様に、届出者提出時点でのうが戸籍の信用性確保の目的にかなうことから、非本籍地で受け付けられた時点で非本籍地から本籍地へ対して連絡の上、本籍地において行うことが望ましい。 しかし、現在の問題として、届出の都度、非本籍地から本籍地に対して連絡をすることは、事務が煩めて煩雑になり、例えば在外公館で受け付けた届出書については、そもそも本籍地に対して交付抑止処理を実施するために連絡をすること自体が現実的ではない。すなわち、各市区町村毎に戸籍情報を管理し、市区町村間で戸籍情報を共有しない現状において、非本籍地の届出についても本籍地に届出がされたときと同様の交付抑止処理を実施することは困難である。 一方、本籍地として自らが受け付けた届出については、自らの責任において交付抑止処理をすることができるものであるから、戸籍制度の慣習性を極力損なわないための措置として交付抑止処理を実施すべきある。非本籍地の届出も交付抑止処理をしていいのであるから、本籍地の届書も交付抑止処理をする必要がないとの提案者の主張は、公認制度の在り方として好ましくないこれから、交付抑止処理を行わないとするとは認められない。 したがって、開庁時間外にコンビニ交付を実施することは、現行規定上、可能であるが、開庁時間外に提出された届出書についても、時間外窓口において交付抑止処理を行ふ必要がある。もとより、戸籍事務をマイナンバーの利用範囲に含むことを検討する中で、住民の方の利便性の向上を図る検討をしてまいりたい。
833	住民基本台帳関係事務及び戸籍事務に係る市窓口業務の委託に係る規制緩和	住民票の写し等の交付請求に対する交付・不交付の決裁や請求等に関する審査以外の業務について、市町村の適正な管理制度下にあれば民間事業者が行なうことができるとしている。また、戸籍謄抄本の交付請求や戸籍の届出に関する「事実上の行為」は補助的の行為」について市町村職員が常駐し、不測の事態等に際しては当該職員自らが臨機適切な対応を行うことができる体制を整えねば、民間事業者がその業務を行なうことができるため、ICTの利活用を含めて市町村の市民課職員と密に連携し「真正面から」又は「監視的」に対応ができる体制が構築されねば、必ずしも同一施設内に市職員が常駐しない場合には、業務の委託をすることができるようにしていただきたい。		【全国市長会】 提案団体の意見を尊重すること。なお、ICTの利活用等により、職員が適正な指示を行うことができるからなど、十分な検討が必要である。		E 提案の実現に向けて対応を検討	戸籍事務は、その実施が国の義務に属し、国においてその適正な執行を特に確保する必要があるものとして法律により特に定められているもの(第一号法定行政事務)に当たることから、国が責任を持って適正な事務処理体制を確保する必要があるところ、市区町村職員が常駐しているれば、不測の事態において、臨機適切な対応を行うことができる体制が確保されていると評価できる場合においては、これを認める余地もあり得るものと考えることから、個別案件として管轄の法務局に対して照会されたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根据法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
83	住民基本台帳関係事務及び戸籍事務に係る証明書等の交付に関する規制緩和	住民票の写しや戸籍等抄本などの証明書類の交付については、本人等が取得する場合には、交付・不交付の決定や請求内容等の審査において困難でないと考えられるため、証明書等の交付においては、自動交付機やコンビニ交付も普及している状況である。 異例ない困難な事例については、職員が決定や審査を行うこととし、平易な事例については委託することが可能と考える。	証明書等の交付については、自動交付機やコンビニ交付も普及している状況である。 証明書等の交付においては、自動交付機やコンビニ交付も普及している状況である。 証明書等の交付については、自動交付機やコンビニ交付も普及している状況である。 証明書等の交付については、自動交付機やコンビニ交付も普及している状況である。 証明書等の交付については、自動交付機やコンビニ交付も普及している状況である。	〔総務省関係〕平成20年3月31日付施行市第75号、総行自第38号、総税企第54号「住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務について、民間事業者に委託することができる範囲について」、平成20年9月1日付総務省自治行政局市町村課事務連絡「住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務の民間委託に関する質疑応答について」〔法務省関係〕平成25年3月26日付法務省民第317号「戸籍事務を民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について(通知)」	総務省、法務省	三鷹市	C 対応不可	戸籍謄本等を交付するか否かの要件該当性の判断は、事実上の行為又は補助的行為に該当せず、市区町村職員の判断が必要となる業務であり、市区町村職員の間なく行政処分がされるべきでないことから、提案には応じられない。	
661	人権擁護委員の委嘱に関する事務権限の指定都市等への移譲	【制度改正の経緯】 法務省は、平成25年に人権擁護委員の委嘱に関する事務権限全般について全国の地方自治体に一律一齊に移譲する事務と整理した旨の見解を示した。一方、「全国一律の移譲について、全国市長会が反対意見を表明し、第4次見直しの対象とはならなかった。 【支障事例】 法務大臣が委嘱することで、結果として保護司等が兼務する例が多くなるため、人権擁護委員の活動意図を尊重しづら支障をきたす事例が散見される。また、就任した委員が、各市町村との懇意意識を持ちづらい場合があるなど、市町村との円滑な連携に支障をきたしている。この点、法務省における平成25年の検討等の後も、依然として支障がある状況に変わらない。 【制度改正の必要性】 法務大臣が委嘱することで、結果として保護司等が兼務する例が多くなるため、人権擁護委員の活動意図を尊重しづら支障をきたす事例が散見される。また、就任した委員が、各市町村との懇意意識を持ちづらい場合があるなど、市町村との円滑な連携に支障をきたしている。この点、法務省における平成25年の検討等の後も、依然として支障がある状況に変わらない。 【制度改正の経緯】 法務省は、第4次見直し時に、一定水準の人権啓発活動の確保という観点から、地方交付税付金による財源措置はできないという見解を示し、平成26年5月、人権啓発活動地方委託要綱及び人権啓発活動地方委託実施要領の改正が行われた。 【支障事例】 人権啓発活動地方委託要綱及び人権啓発活動地方委託実施要領について、地方の自由度を高め、創意工夫が可能となるよう更なる見直し・改正を行った。また、委託要綱や実施要領の見直しは、委託事業を実際に行っている地方の意見を探り入れる仕組みがない中で行われていることから、必ずしも地方の創意工夫や円滑な事業執行を促すようなものではない。 【制度改正の必要性】 法務省は、第4次見直し時に、一定水準の人権啓発活動の確保という観点から、地方交付税付金による財源措置はできないという見解を示し、平成26年5月、人権啓発活動地方委託要綱及び人権啓発活動地方委託実施要領の改正が行われた。 【支障事例】 人権啓発活動地方委託要綱及び人権啓発活動地方委託実施要領の見直しを行った際に、地方の意見を探り入れるための仕組みを導入する。	人権擁護委員法第6条	法務省	川崎市	C 対応不可	当省では、人権擁護委員の委嘱に関する事務について、全国の地方自治体に一律一齊に事務権限を移譲するが、その前提として、法務大臣が委嘱に当たって適切な判断がされ、適任者を確保できるよう努めなければならない。これに伴う手数料は十分な割合で賄われるが、組合が新規に構成される場合もあるとした上で、市町村長は、議会意見を開いて候補者を推薦しており、市町村から更に他機関に意見を求めることは、議会幹部につながる。「法務大臣が委嘱し、指揮監督を受ける以上、国による意見照会は重要なである。」等の意見が出され、「面面、移譲を見送るべきもの」と整理された。 全国的に人権擁護委員の活動の一一定水準を確保するためには、委嘱事務の仕組みが全国的に統一され、人権擁護委員の委嘱に当たる法務大臣が統一的に判断することが必要不可欠である。提案主の求める措置内容の趣旨は、必ずしも明らかではないが、委嘱事務の仕組みが市町村によって異なることは、全国的な水準の確保の点から問題があるほか、事務の幅広さと引き算の効率化の点からも問題があつたため、手挙げ方式により移譲を希望する市町村にのみ事務権限を認するところが適切ではない。 なお、人権擁護は、日本憲法の理念にのついた國の重要な施策であり、國が行う人権擁護活動の実を担う人権擁護委員としての活動は、國の職務であるが、一人、人権擁護委員としての活動を、地域社会の福祉に寄与するのである。人権擁護委員活動を通して、地域社会の福祉に寄与するのである。人権擁護委員活動を通して、人権擁護委員の運営は、重要な認識であるとの認識の上、人権擁護委員の活動及び役割について、推進母体である市町村に理解を求めるところと、委員の能力の向上に努めているところである。引き続き過往の確保について周知する必要があると考えている。	指定都市市長会では、住民最も身近な基礎自治体である指定都市へ事務権限を一元化することにより、地域住民のニーズに基づき総合的、自立的、効率的な都市経営の推進に大きく寄与することが期待できること等を基本的考え方として、平成22年10月に「市の出先機関の原則廃止」(抜本的な改革)に対する指定都市市長会の提案を国に対して行い、指定都市が優先的に移譲を求める事務・権限(重点項目)として、人権擁護委員の委嘱に関する事務を抜けていたものである。また、全国市長会から「移譲すべきとの意見と国が引き続き施すべきとの意見の両意見が提出され、今後是なる検討が必要。ただし、指定都市市長はやることは可能」との意見を国に提出している。本市としては、これらの経験を踏まえて、全ての指定都市を移譲対象とすることを前提として、手挙げ方式により移譲を希望する市町村に事務移譲とするとの提案を行つたものである。懸案事項となる全国的な水準の確保等について、国・地方のどちらが事務を行つた場合にも水準が確保できるよう統一的な基準を設けることなどで解消すると考えられる。 なお、居住する市町村を区画とし、大臣が委嘱する委員として行政相談委員や民生委員などの制度があるが、人権擁護委員候補者の推薦に際して市町村長が議会の意見を聞くことを必要と定めているのは人権擁護委員だけである。このように推薦手続に差を設ける合理的な理由が明確にされていないため、人権擁護委員候補者の推薦に当たり議会の意見を聞く義務付けの廃止を求める萩原市からの提案について賛同する。	
662	人権啓発活動地方委託要綱及び人権啓発活動地方委託実施要領の改正	【制度改正の経緯】 法務省が、第4次見直し時に、一定水準の人権啓発活動の確保という観点から、地方交付税付金による財源措置はできないという見解を示し、平成26年5月、人権啓発活動地方委託要綱及び人権啓発活動地方委託実施要領の改正が行われた。 【支障事例】 人権啓発活動地方委託要綱及び人権啓発活動地方委託実施要領について、地方の自由度を高め、創意工夫が可能となるよう更なる見直し・改正を行った。また、委託要綱や実施要領の見直しは、委託事業を実際に行っている地方の意見を探り入れる仕組みがない中で行われていることから、必ずしも地方の創意工夫や円滑な事業執行を促すようなものではない。 【制度改正の必要性】 法務省は、第4次見直し時に、一定水準の人権啓発活動の確保という観点から、地方交付税付金による財源措置はできないという見解を示し、平成26年5月、人権啓発活動地方委託要綱及び人権啓発活動地方委託実施要領の改正が行われた。 【支障事例】 人権啓発活動地方委託要綱及び人権啓発活動地方委託実施要領の見直しを行った際に、地方の意見を探り入れるための仕組みを導入する。	人権啓発活動地方委託要綱 人権啓発活動地方委託実施要領	法務省	川崎市	C 対応不可	全国において一定水準の啓発活動が行われることを担保するためには、あらかじめ地方公共団体が策定した事業計画を法務省が査定し、委託申入れを行ふこととする現行の地方委託費による財源措置が相当である。この趣旨を維持しつつ地方委託費の執行の自由度を高める方針として、平成26年3月10日に人権啓発活動地方委託要綱の改正を行つたものである。 しかしながら、種別間の配分変更につき、承認を一切不要とすることは、国と地方との間で一貫して実施することになり、全国で一定水準の啓発活動が実施されることを担保しつつ、地方の創意工夫や円滑な事業執行を促すために一定の基準を設けず部分的に承認を不要とすることは可能である。 講演料等の謝金の上限の見直しについては、講演会等にとどまらない各種人権啓発活動を全国で実施することが優先される点は理解できる。ただし、「フレーミングハイアート進行」を削除し、理由は明らかにされていない。 なお、人権啓発活動地場ネットワーク協議会等での意見聴取に対して回答する機会は特に設けられていないことから、地方の意見を採り入れる新たな仕組みを導入することにより、委託要綱等の効果的な見直しにつながる。		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
834	住民基本台帳関係事務及び戸籍事務に係る証明書等の交付に係る規制緩和	住民票の写しや戸籍等抄本などの証明書等の交付については、本人等が取扱う場合には、交付・不交付の決定や請求内容等の審査においても困難でないと考えられるため、証明書等の交付において交付・不交付の決定や請求内容の審査を民間事業者が行うことができるようにしていただきたい。		【全国市長会】 平易な事案については、委託できるよう、提案団体の意見を尊重し、検討すること。		C 対応不可	第1次回答で回答したとおり、提案には応じられない。 なお、平易な事案であるか否かは、判断による結果の問題であり、その判断自体を市町村職員が行う必要があることを説明しているものである。
661	人権擁護委員の委嘱に関する事務権限の指定都市等への移譲	人権擁護に関する諸事務のうち、人権擁護委員の委嘱に関する事務権限全般について、法務省から指定都市及び希望する市町村へ移譲する。		【全国市長会】 人権擁護委員の委嘱については、全国一律の権限移譲は行うべきではない。		C 対応不可	【事務権限の移譲】 貴市からの意見にある全国市長会からの意見は、人権擁護に関する事務について、平成22年7月に提出されたものである。その後の検討を経て、平成25年9月に「人権擁護に関する諸事務のうち、人権擁護委員の委嘱に関する事務については、「我が国が効率的でない」「費用がかかる」というのと並んで、「専門性が不足している」という意見がございました。市町村などは自分が既に受けていることと、議論がまとまらないとのことで、弁護士等に対する意見もございました。そこで、意見照会では、国が開催する重要な機会である、上に述べたとおりも検討する機会はあっしかるべき、意見照会は国が開催する重要な機会である。以上の点が付いた上、当面移譲を見送るべきとして回答があつたものと承知しているところ。これらの理由は、全国一律の権限移譲の場合のならず、手挙げ式による権限移譲の場合においても共通して発生する問題である。 また、手挙げ方式を採用した場合、現行制度の下では、都道府県内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員会に対する意見照会等は法務局・地方公務員局管内において括りを行っていながら、市町村などは自分が既に受けていることと、弁護士等に対する意見もございました。そこで、意見照会は国が開催する重要な機会である、上に述べたとおりも検討する機会はあっしかるべき、意見照会は国が開催する重要な機会である。以上の点が付いた上、当面移譲を見送るべきとして回答があつたものと承知しているところ。これらの理由は、全国一律の権限移譲の場合のならず、手挙げ式による事務権限の移譲は適切ではないと考える。 【議会の意見を聞く義務付けの廃止】 人権擁護委員は、人権侵害行為による被害者の法的救済を補完する人権侵害事件につき、対立当事者間の争いを調査して意見を収集するという職務を担うとともに、社会奉仕の精神で主として援助等を行なう民主主義委員等の職務とはさざなり、国民の権利に深く関わる職業を有する立場にあることから、中立・公正性を担保する民法的な選任によりより多く委嘱されるものである。 議会の意見を聞く義務付けの廃止は、合議體である民主主義委員会議の意見を求めているところ。人権擁護委員の委嘱の過程で求められる市町村の議会の意見の聽取は、これに相当する機能を有する。 以上から、市町村長が人権擁護委員の推薦に当たり、市町村議会の意見を聞くところ人権擁護委員法第3条第3項の規定を改正することは困難であると考えている。
662	人権啓発活動地方委託要綱及び人権啓発活動地方委託実施要領の改正	人権啓発活動地方委託要綱及び人権啓発活動地方委託実施要領について、地方の自由度を高め、創意工夫が可能となるよう更名为見直し・改正を行う。 また、委託要綱や実施要領の見直しを行うに当たり、地方の意見を取り入れるために仕組みを導入する。		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。また、財政措置の充実を図ること。		C 対応不可	地方公共団体において策定される事業計画は、各地で生じている人権課題を踏まえ、人権啓発効果のみならずコスト面についても十分に検討いただいた上で、策定・提出されているものと理解している。すでに種別間の軽微な配分変更など異なるものについて承認を不要としているところ、この軽微な配分変更を超えて事業計画を変更することは、実質的に新たな事業計画を策定するものと評価せざるを得ないところから、新たに一定の基準を設けて部分的に承認を不要とすることは困難と言わざるを得ない。 また、ラッピングバス事業について、事業経費規模が大きい反面、事業の効果について否定的な意見があつたところ、効果検証を行った結果、全国各地で実施すべき事業としての効果が認められなかつたため地方委託事業としては廃止したものである。平成26年度からは新たに電車等又はバス車内における交通啓告を事業化するなど地方公共交通機関の人的啓発活動を行えるよう、随時、事業内容の追加変更を行っているところである。 なお、トータルバス事業の廃止等で地方公共団体から提出された意見について、法務局・地方公務員局を通じて随時把握し、制度の適切な運用に努めているところであるが、法務局・地方公務員局に対して、ネットワーク協議会の充実を指示し、引き続き相互に意見交換ができるよう努めたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
15	人権擁護委員推薦の議会諮詢の廃止	人権擁護委員候補者の推薦に当たり、議会の意見を聞く義務付けを廃止する。	人権擁護委員の推薦には、人選、推薦日程等かなりの労力を要している。委員の再任、新任とも議員と思って推薦したくもないなか了解を得られないこともあり、かなりの日程が必要である。併せて、議会に承認を得るためには任期満了の半年以上も前から選任の作業にかかり、議会提案のための議案作成が必要になることから、この承認手続きにかかる作業を少しでも省略することができれば、本人の了承を得たのちすぐに法務大臣への推薦が可能となり、手続き的に負担が軽減される。また、議会提案では承認されなかつことはないため問題ないと考える。	人権擁護委員法第6条第3項	法務省	燕市	C 対応不可	<p>人権擁護委員法第6条第3項は、市町村長が人権擁護委員の候補者を推薦する権限を規定するに当たって、当該市町村の議会の意見を聞くこととしているところ、これは、人権擁護委員が、人権侵害事件の調査・推薦に係る活動等を地場社会に根ざして行なうことを義務付けるものとされています。</p> <p>この推薦に当たって当該市町村の議会の意見を聞くこととするところにより、各地域社会における民意をより多角的かつ確実に反映させることが目的で仕組みとされています。議会の再任がいたゞけないと、新たな候補者の選任となりますのでかなりの時間を要しているのが現状です。</p> <p>また、議会開催の実績期間に間に合わなくなるようこれが起きたら、3か月の委嘱が運れることになります。</p> <p>仮に、再任の権限をもつて人権擁護活動を、地域社会に根ざして行なうこと期待される立場にあることに鑑み、市町村長の推薦によるだけではなく、その推薦に当たって当該市町村の議会の意見を聞くこととするところにより、各地域社会における民意をより多角的かつ確実に反映させることが目的で仕組みとされています。議会の再任がいたゞけないと、新たな候補者の選任となりますのでかなりの時間を要しているのが現状です。</p> <p>また、後任候補が決まりず議会提案が遅れてしまい、前任者が任期を引き継いでいる場合はかならずあります。</p> <p>議会の同意を得ることで、後任候補者により早く推薦することが可能になり、合併により人権擁護委員が増えている現状ではかなりの負担軽減となるものと期待できます。</p>		
103	人権擁護委員推薦の議会諮詢の廃止	人権擁護委員候補者の推薦に当たり、議会の意見を聞く義務付けを廃止する。	人権擁護委員の推薦については、議会の意見を聞くことが義務付けられているため、推薦が必要となる都度、市議会定例会に議案提出しているが、推薦手続きにおいては、法務局が弁護士会及び人権擁護委員連合会の意見を求める規定があり、市町村議会の意見を義務付ける必然性はないと思われる。地方議会の諮詢の義務付けを廃止することで、国が委嘱する委員の市町村手続きが簡素化され、議会及び市町村の業務負担が減少する。	人権擁護委員法第6条第3項	法務省	坜木市	C 対応不可	<p>人権擁護委員法第6条第3項は、市町村長が人権擁護委員の候補者を推薦する権限を規定するに当たって、当該市町村の議会の意見を聞くこととしているところ、これは、人権擁護委員が、人権侵害事件の調査・推薦に係る活動等を地場社会に根ざして行なうことを義務付けるものとされています。</p> <p>この推薦に当たって当該市町村の議会の意見を聞くこととするところにより、各地域社会における民意をより多角的かつ確実に反映させる必要性はそれほどないと考える。</p> <p>また、後任候補が決まりず議会提案が遅れてしまい、前任者が任期を引き継いでいる場合はかならずあります。</p> <p>議会の同意を得ることで、後任候補者により早く推薦することが可能になり、合併により人権擁護委員が増えている現状ではかなりの負担軽減となるものと期待できます。</p>		
316	人権擁護委員候補推薦の議会諮詢の廃止	人権擁護委員候補者の推薦にあたり、議会の意見を聞く義務付けの廃止	人権擁護委員の候補者の推薦に当たっては、市長町村議会の意見を聞いて委員候補者を推薦することが求められている。人権擁護委員の任期は3年間であるが、任期満了日が、それぞれの委員によって異なるため、年4回の人権擁護委員の任期の始期にあわせた推薦が必要で、該当委員の任期満了から逆算すると、半年以上前からの事務作業を要し、その手続きが負担となっている。また、居住する市町村を区域とする國の委員を市町村長が推薦後、議会諮詢が必要なのは人権擁護委員だけであり、行政公務員、民生委員などの推薦手続きと差がある。以上のことから、事務手続き等の簡略化を図るために、人権擁護委員の推薦は市町村長の権限とし、議会の意見を聞く義務付けの廃止を求める。	人権擁護委員法第6条第3項	法務省	萩市	C 対応不可	<p>人権擁護委員法第6条第3項は、市町村長が人権擁護委員の候補者を推薦するに当たって、当該市町村の議会の意見を聞くこととしているところ、これは、人権擁護委員が、人権侵害事件の調査・推薦に係る活動等を含む人権擁護活動を、議会社会に根ざして行なうことを義務付けるものとされています。</p> <p>この推薦に当たって当該市町村の議会の意見を聞くこととするところにより、各地域社会における民意をより多角的かつ確実に反映させることが目的で仕組みとされています。議会の再任がいたゞけないと、新たな候補者の選任となりますのでかなりの時間を要しているのが現状です。</p> <p>また、人権擁護委員以外の委員等について、その職責等に応じた適切な選任の仕組みがそれで定められているものと思われるところ、人権擁護委員については、憲法の理念に基づき国が行なう人権擁護活動の一翼を担う重要な役割を果たすものとされています。議会の再任がいたゞけないと、その職責等に応じた適切な選任の仕組みが行なわれているものである。</p> <p>したがって、市町村長が人権擁護委員の推薦に当たって、市町村議会の意見を聞くこととする議会の開催にあわせて行なうことをより多く市町村で同じように考えていくことにより、議会の同意を得ることで、後任候補者により早く推薦することが可能である旨周知することとして、見直しを図っている。</p> <p>人権擁護委員の推薦は、法務局からの推薦依頼により、任期満了の半年前から地域の活動状況、人格等を考慮し、選定しているところであり、合併により地域も広がり、状況等を把握するのに多くの時間、労力を費している状況である。</p> <p>現状においても、人選段階で、地元の有識者等の意見を聞き、幅広く情報収集している状況であり、民意は多角的かつ確実に反映されていると考える。1党派で選ぶことを危惧する必要はそれほどないと考える。</p> <p>昨年度も同様の意見が議会からでており、多くの市町で同じように考えていると思われ、実務的な感覚とすればあるように思われる。</p> <p>また、平成22年度にかけて、市町村議会への意見聴取に対する法務局からの推薦依頼の度数が非常に多く、市町村としては、その推薦依頼に基づき、その都度議会に詰め寄るを得ない。</p> <p>法務局は、一定期間に推薦されることが予想されている委員候補について、市と協議し、一括して推薦依頼するなど、市町村における事務の簡素化を図られたい。</p>		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
15	人権擁護委員推薦の議会訪問の廃止	人権擁護委員候補者の推薦に当たり、議会の意見を聞く義務付けを廃止する。		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	<p>人権擁護委員は、人権侵害行為による被害の司法的救済を補完する人権侵犯事件につき、対立当事者間の紛争を調査して証拠を収集するという職務を担い、国民の権利に深く関わる職責を有する立場にあることから、中立・公正性を担保する民主的な選任がより強く要請されるものであり、市町村長の恣意的な推薦を事実上抑制し、選任者を推薦する仕組みを制度的に担保する必要がある。多くの市長村において、議会で反対意見等がないことは、現状における仕組みが円滑に機能している點をもると考えている。</p> <p>したがって、市町村長が人権擁護委員の推薦に当たり、市町村議会の意見を聞くという人権擁護委員法第6条第3項の規定を改正することは困難である。</p> <p>なお、現状において、委嘱回数は年4回ではあるものの、議会における意見聴取は年2回とし、事務負担の軽減を図っている市町村もあると承知している。法務局からの推薦依頼の時期や方法において改善すべき点がある場合は、事務改善につながるよう法務局と十分協議願いたい。</p>
103	人権擁護委員推薦の議会訪問の廃止	人権擁護委員候補者の推薦に当たり、議会の意見を聞く義務付けを廃止する。		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	<p>人権擁護委員は、人権侵害行為による被害の司法的救済を補完する人権侵犯事件につき、対立当事者間の紛争を調査して証拠を収集するという職務を担い、国民の権利に深く関わる職責を有する立場にあることから、中立・公正性を担保する民主的な選任がより強く要請されるものであり、市町村長の恣意的な推薦を事実上抑制し、選任者を推薦する仕組みを制度的に担保する必要がある。多くの市長村において、議会で反対意見等がないことは、現状における仕組みが円滑に機能している點をもると考えている。</p> <p>したがって、市町村長が人権擁護委員の推薦に当たり、市町村議会の意見を聞くという人権擁護委員法第6条第3項の規定を改正することは困難である。</p> <p>なお、現状において、委嘱回数は年4回ではあるものの、議会における意見聴取は年2回とし、事務負担の軽減を図っている市町村もあると承知している。法務局からの推薦依頼の時期や方法において改善すべき点がある場合は、事務改善につながるよう法務局と十分協議願いたい。</p>
318	人権擁護委員候補推薦の議会訪問の廃止	人権擁護委員候補者の推薦にあたり、議会の意見を聞く義務付けの廃止		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	<p>弁護士会や都道府県人権擁護委員連合会においては、市町村長から推薦された個々の候補者について、それぞれの団体の立場及び視点から意見を付すものであり、議会の意見を聞く手続とは、段階及び目的を異にするものである。</p> <p>また、人権擁護委員は、人権侵害行為による被害の司法的救済を補完する人権侵犯事件につき、対立当事者間の紛争を調査して証拠を収集するという職務を担う点において、社会奉仕の精神で主として援助等を行う公認委員等の職務とは大きく異なり、国民の権利に深く関わる職責を有する立場にあることから、中立・公正性を担保する民主的な選任がより強く要請されるものである。</p> <p>民生委員の委嘱の推薦に際しては、合議体である民間委員推薦会の意見を求めているところ、人権擁護委員の委嘱の過程で求められる市町村の議会の意見の聴取は、これに相当する機能を有する。</p> <p>以上から、市町村長が人権擁護委員の推薦に当たり、市町村議会の意見を聞くという人権擁護委員法第6条第3項の規定を改正することは困難であると考えている。</p> <p>なお、御指摘のあったとおり、委嘱命令回数等を任意に選択できるよう見直しを行い、現在、法務局において調整を図っているところであります。人権擁護委員の委嘱事務の効率化及び市町村の事務負担の軽減に資する観点から導入するものであるため、実施に当たっては、各地の実情に応じた事務改善につながるよう法務局と十分協議されるようお願いしたい。</p>